

# 米 沢 市 環 境 方 針

米沢市は、米沢市環境基本条例第7条に基づき、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、米沢市環境基本計画を策定しています。

米沢市環境基本計画では、望ましい将来像を「豊かな自然に抱かれ 人と環境にやさしく快適で美しいまち」とし、各主体（市民・事業者・行政・民間団体）の協力のもとに、豊かな自然環境と共生し、歴史・文化の薫りを維持しながら、すべての事業や行動が人と環境にやさしいものとなり、その結果として良好な環境の中で市民生活が営まれ、市民一人ひとりが住みよいと感ずることができ環境の実現を目指しています。

市としても、一事業者また消費者として、環境配慮の取り組みをより一層推進するため、環境マネジメントシステムを活用し、自らの事務事業から生じる環境負荷の低減を図るとともに、事務事業を環境の視点から評価・見直し、環境施策を積極的に展開することにより、米沢市環境基本計画に掲げた望ましい将来像の実現を目指すため、以下の事項を推進します。

- 1 米沢市地球温暖化対策実行計画に基づき、市の事務事業における温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- 2 環境関連の法令、条例、規則、協定等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
- 3 エコオフィス活動の手引きにより、省資源・省エネルギー及び3R【リデュース（ごみ減量）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）】を推進します。
- 4 環境方針に基づく、環境目的・目標を設定し、定期的に見直しを行うことにより環境マネジメントシステムを継続的に改善していきます。
- 5 環境方針を全ての職員及び関係者に周知します。
- 6 環境方針及び実施結果は公表します。

平成28年8月9日

米沢市長

中 川 勝